

宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅身体障害者の介助者の負担軽減を図るとともに、在宅身体障害者の社会参加を促進するため、介助者が運転する自動車の改造経費等を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成事業（以下「事業」という。）の対象者は、第 1 号から第 3 号までの各号のいずれにも該当する世帯の身体障害者又は当該身体障害者と生計を一にする者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有する身体障害者手帳 2 級以上の下肢機能障害、又は 3 級以上の体幹機能障害又は脳原性移動機能障害を持つ在宅身体障害者がいる世帯
- (2) 前年の所得税が非課税（税額控除前）の世帯
- (3) この要綱の規定による助成を受けたことがない世帯又は助成を受けた後 7 年以上経過している世帯

(対象経費)

第 3 条 事業の対象経費は、助成対象者が所有し、又は取得しようとする自動車を乗降しやすいうようにリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を購入する経費とする。ただし、購入する場合にあっては、未改造の同型車購入費との差額を対象とする。

(助成金の限度額)

第 4 条 助成金の限度額は 10 万円とする。

(助成金の交付申請等)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、宇部市在宅身体障害者介助用自動車改造費等助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 自動車を改造、若しくは販売する業者（以下「業者」という。）は、市長に対して助成金を請求し、代理受領するものとする。ただし、代理受領が困難な場合は、市長は申請者に対して直接助成金を交付することができる。
- 4 前項の規定により、助成金の交付を請求するときは、業者、若しくは申請者は、改造後又は自動車登録後に請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者が請求する場合は、自動車検査証の写しに加え、領収書又は改造部分が写っている写真を添付しなければならない。
- 5 市長は、前項の請求書が提出された場合において、適正であると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(他の用途への使用の禁止)

第6条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成金の交付の決定の取り消し等)

第7条 市長は、申請者がこの要綱の規定に違反したとき又は偽りその他不正な行為により助成金の交付の決定又は交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付を受けた助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。